

メルペイ決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、メルペイ決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) メルペイ決済 | 買主と甲との間の商品の購入その他の取引において、株式会社メルペイ（以下「丙」という）が提供する「メルペイサービス」を利用した決済手段であって、買主が、対価の全部または一部の支払いにメルペイサービスを利用し、丙がメルペイ加盟店規約等に基づき、甲に対して利用された取引代金相当額を支払うこと |
| (2) メルペイ決済サービス | PG が提供するメルペイ決済による商品代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの |
| (3) メルペイ加盟店契約 | メルペイ決済を利用するために甲が丙との間で締結する契約であって、丙所定のメルペイ加盟店規約及びそれに関連する取扱要領等を内容とするもの |
| (4) 取引代金 | メルペイ決済に係る通信販売により丙が甲に対して支払うメルペイサービス利用に係る精算金相当額 |

(メルペイ決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 メルペイ決済サービスの内容は、利用規約第1章第1節に定めるとおりとする。

(メルペイ決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲がメルペイ決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、メルペイ決済サービスを利用可能な加盟店として甲が登録された旨の通知及びメルペイ決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、メルペイ決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、メルペイ決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(メルペイ決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、メルペイ決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

第6条 甲は、メルペイ決済に係る通信販売を行うことに関し、以下の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟店の作成した販売条件や商品等の説明等を含む広告の表示内容に基づく不具合や毀損のない商品等の販売、提供を行うこと。
 - (2) 買主との間での二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。
 - (3) 以下の各号のいずれかに該当する場合、メルペイ決済を行ってはならないこと。
 - a) 有価証券及び金券
 - b) 貸金・クレジットの返済、送金、募金・寄付その他別途丙が定める商品等に係る取引である場合
 - c) システム、買主の携帯端末その他付随する機器等又は通信回線のシステム障害、破損又は電磁的影響、停電、天災事変その他やむを得ない事由により丙がメルペイ決済に係る通信販売を行うことができない場合
 - (4) 以下の各号にいずれかに該当する場合、甲は、自己の費用と責任をもって対処して解決を図り、PG に一切迷惑をかけず、何らの責任も負わせないものとする（PG の責めに帰すべき事由による本規約の不履行に起因するメルペイ決済に係る通信販売の不成立に関する紛争を除く）。
 - a) 前号 a から c のいずれかに該当する場合
 - b) 買主からメルペイ決済に係る通信販売又はその商品に関して苦情、相談を受けた場合
 - c) 効能又は効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品の未着、誤請求等の事故が発生した場合
 - d) 甲又は PG と買主との間において紛議が生じた場合
 - e) 買主、関係省庁その他の行政機関等から、甲のメルペイ決済に係る通信販売の商品が公序良俗違反、禁制品、知的財産権侵害品又は丙により不適切品として通知されたものである旨の指摘、指導等を受けた場合
 - f) 買主、関係省庁その他の行政機関等から、甲のメルペイ決済に係る通信販売が公序良俗違反である、その対象商品が禁制品である、特定商取引に関する法律違反である、丙により買主の保護に欠ける取引と判断された旨通知されたものである、買主が遵守すべき規約に違反して取引しようとしていることを甲が知っていた又は丙により不適切と判断する取引として通知されていた旨の指摘、指導等を受けた場合
 - (5) 甲は、買主が商品の送付先として商品の受領確認が不明確となるおそれのある場所を指定した場合には、当該場所に商品を発送してはならない。甲がかかる発送をしたときは、当該商品にかかるメルペイ決済に係る通信販売及びこれによって生じた紛争について、PG は一切責任を負わない。
2. 甲は、メルペイ決済サービス及びメルペイ決済を利用するために必要となる甲側のコンピュータシステム及びその使用環境を甲の費用と責任によって確保し、運用し、保守しかつ必要に応じて適切に更新又は改修する。

(第三者への委託に関する特則)

第7条 利用規約の定めにかかわらず、甲は、丙及び PG が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行

う業務の一部又は全部を第三者に委託してはならない。

(免責に関する特則)

第8条 メルペイ決済に必要な機器又はシステムの故障、停電その他のやむを得ない事由によりメルペイ決済に係る通信販売ができない場合、甲は、甲の裁量により現金その他の方法により買主と代金等の決済を行うものとする。なお、メルペイ決済に必要なシステムやネットワークの障害時には、丙及びPGは甲に協力を行う。この場合、PGは、専らPGの責めに帰すべき事由による場合を除き、甲に対して一切の責任を負わない。

2. PGは、本規約及び利用規約に基づき免責される場合の他、以下の各号の事由に関しては、法律構成の如何にかかわらず、一切責任を負わない。

- (1) メルペイ加盟店契約に基づくメルペイ決済の提供の停止
- (2) 丙のシステムの障害若しくは通信の輻輳、途絶等の障害又はそれに起因するメルペイ決済の不具合
- (3) メルペイ加盟店契約に基づく又は丙の事業方針変更に伴うメルペイ決済の内容変更若しくは廃止又は丙のシステムの機能変更若しくは運用廃止
- (4) メルペイ決済サービスの提供の停止
- (5) 商品の毀損若しくは不具合又はメルペイ決済に係る通信販売の成立、効果帰属、履行若しくは解消に関する紛争その他メルペイ決済に係る通信販売に関連する紛争（PGの責めに帰すべき事由による本規約の不履行に起因するメルペイ決済に係る通信販売の不成立に関する紛争を除く）

3. メルペイ決済サービスに係る商品の販売又は提供を目的とした甲と当該商品の買主との間の契約の解消（解除、取消その他原因の如何を問わない）、無効等に伴う当該商品の代金等の当該買主への返還に関しては、PG及び丙は各自一切関与せず、かつ何らの責任も負担しない。

(事後効)

第9条 本利用契約のうち、メルペイ決済サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第6条第1項第4号及び第5号、第8条、並びに本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

≪メルペイ決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則≫

(適用範囲)

第10条 本特則の規定は、利用規約第1章第2節の規定に付加し、PGが甲の代理人としてメルペイ加盟店契約の締結申込みを行うこと並びにかかる方法によって締結されたメルペイ加盟店契約に基づくメルペイ決済サービスに係る甲の通信販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本規約の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(代表加盟サービスの内容等)

第11条 メルペイ決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第12条 メルペイ決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第13条 甲は、メルペイ決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(返還に関連した求償)

第14条 甲は、甲がメルペイ加盟店契約に基づき丙に返還すべき取引代金の全部又は一部に相当する額について、PGがメルペイ決済サービスの提供に関連するPGと丙との間の契約に基づくPGの連帯支払義務の履行として丙から支払を請求された場合又はPGが丙に当該支払をした場合において、PGから当該支払に関する求償を受けたとき（精算を求められたとき）は、直ちに、PGが丙から請求された当該支払額と同額の金銭をPGの指定するPG名義の銀行口座に振り込む方法によってPGに支払う。この振込の振込手数料は甲が負担する。

2. PGが前項の甲からの支払について相殺をした場合、甲は、その相殺がなされた額については、前項による支払を要しない。

(事後効)

第15条 本規約のうち本特則に関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第14条及び本条はなお無期限に有効とするものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上